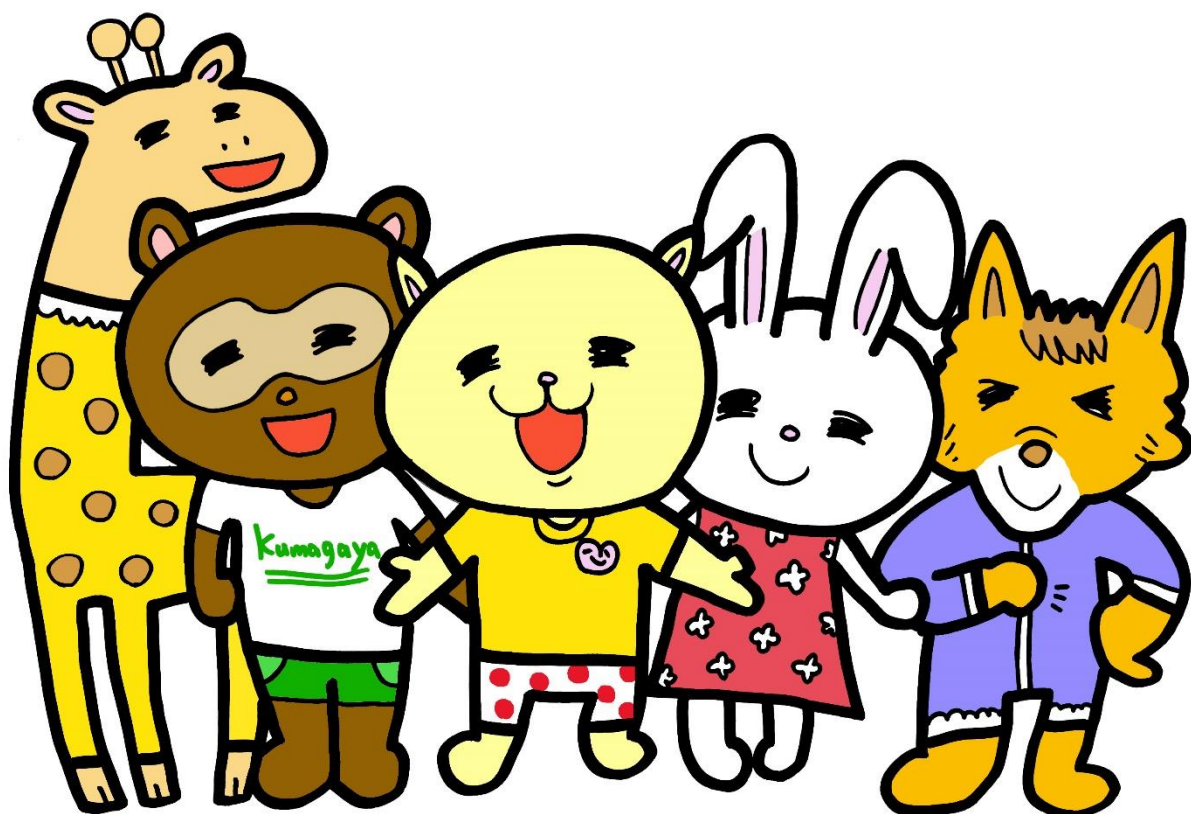


熊谷市

環境美化推進員マニュアル



©熊谷市

令和 7 年 1 月
環境部環境推進課
(江南中央一丁目1番地 電話048-536-1549)

○ 環境美化推進員制度の概要



この制度は、平成6年度から市民の環境美化意識の普及高揚と清掃事業の円滑な運営を図ることを目的としてスタートしました。制度の概要は次のとおりです。

① 環境美化推進員数

- 各自治会、250世帯につき1名の環境美化推進員を設置していただきます。

世帯数	1～250	251～500	501～750	751～1000	1001～1250	1251～1500
設置数	1名	2名	3名	4名	5名	6名

※令和7年1月1日現在での環境美化推進員は全466名です。

② 任期

- 1年間（各年4月1日～翌年3月31日）
※令和3年度までは2年間としていましたが、令和4年度から1年間となりました。
※委嘱期間中に交代される場合は、自治会長を通じて環境推進課にご連絡ください。

③ 選出方法

- 自治会活動の一環として、自治会長からの推薦をいただきます。

④ 担当区域

- 環境美化推進員が属する自治会の区域内となります。

⑤ 支給品

- 環境美化推進員として活動する際の備品等を支給します。
 - マニュアル
 - 手袋
 - ベスト
 - 腕章（交代されるときに後任の方に引き継いでください。）

⑥ 報償金

- 毎年11月1日時点で、環境美化推進員名簿に登録されている方を対象として、年額5,000円の報償金を交付します。
※環境美化推進員本人の個人口座への振込となりますのでご注意ください。

1 環境美化推進員の職務

(1) ごみ集積所（ステーション）の見まわり

- ベスト又は腕章を着用して担当地域のごみ集積所を見まわしましょう。
- ごみ集積所に出された資源物は、貴重な資源となります。持ち去りを発見した場合は、環境美化センター、環境推進課又は妻沼行政センター地域振興係へご連絡ください。

見まわりのポイント

- ごみを出す日（曜日）は正しいか。
 - ごみを出す場所は正しいか。
 - 通行人等によるごみの投げ捨てはないか。
 - 事業系ごみは出されていないか。
 - 引っ越しごみは出されていないか。
 - 資源物が持ち去られていないか。
- ※その他、ごみ集積所の清潔保持等に必要と思われること。

なお、見まわりの際に分別が不十分なごみを見つけても、感染症拡大防止のため、袋の開封はお控えください。



(2) ごみ集積所（ステーション）の備品管理

- 環境美化センター、環境推進課又は妻沼行政センター地域振興係窓口にて、収集日表示看板、分類表示マグネット、カラス除けネットを配布しています。ただし、数には限りがあるため事前にご連絡ください。

(3) ごみの分別の推進

- 熊谷市で決められた分別方法でごみを出すようにご協力ください。
- 「熊谷市くらしのカレンダー」や「ごみ分別一覧表」をご活用ください。

(4) ごみの減量のために5Rを推進

地域の方々へ、ごみを減らすための工夫やごみ減量制度の呼びかけにご協力ください。

- 生ごみはよく水を切って捨てましょう。
- 出かけた時はごみの持ち帰りを心がけましょう。
- 無駄なものはなるべく買わないようにしましょう。
- 外出の際にはマイボトルを積極的に利用しましょう。
- 買い物にはマイバッグの持参や簡易包装商品を選択しましょう。
- 枝葉破砕機の貸出制度をご利用ください。
- 生ごみ処理容器等購入費補助金交付制度をご活用ください。
- リサイクル活動推進奨励金交付制度をご活用ください。

(対象品目：紙類・金属類・布類・ビン類・廃食用油・家庭系生ごみ)

※5Rとは、リフューズ＝不要な物の受取拒否、リデュース＝廃棄物の発生抑制、リユース＝再使用、リペア＝修理して使用、リサイクル＝再生利用のことです。

2 ごみの出し方について



(1) ごみの出し方の注意点

- 燃えるごみは透明袋又は半透明袋に入れて出してください。
- 燃えないごみは透明袋に入れて出してください。
- 袋は空気を抜いて口をしっかりと縛って出してください。
※薄くて破れやすい袋（レジ袋等）や段ボール箱は使用しないでください。
- **レジ袋でのゴミ出しは原則禁止です。**
- 布類（大きいもの）や段ボールは全て畳んでヒモで縛って出してください。
- 燃えないごみは週ごとに収集するものが変わるため注意してください。
- カンやビン類は中身を空にして出してください。
- 収集日当日の朝8時30分までにごみ集積所に出してください。
- 収集できないごみが出された場合は、警告ステッカーにより排出者へ警告します。
※家電リサイクル法対象品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機等）や一度に多量のごみ（引っ越しに伴うごみ等）、事業系ごみ等が収集できないごみに該当します。

その他のお問合せについては、環境美化センターへご連絡ください。

(2) 特に注意すべき点

- 使用済マスクや使用済ティッシュペーパー等は燃えるごみの日に出すことができます。感染症対策のためにも、袋は空気を抜いて口をしっかりと縛って出してください。
- 紙おむつは燃えるごみの日に出すことができますが、汚物についてはトイレに流す等、取り除いた状態で出してください。
- 竹串や楊枝等のとがったものは先端を折るなどしてから出してください。
- 雑草、木くず等は少量ずつ出すか、焼却施設への自己搬入にご協力ください。
- 大型の木製家具類（机、たんす、テーブル、本棚等）は解体して出してください。
- 不燃ごみに分類の異なるごみが混入していたことによるごみ収集車の火災が発生しています。安全なごみの収集が行えるよう、電池類は必ず外してください。あわせて、下記の品目についても注意してください。

品目	ごみの分類	注意点等
▶ 小型充電式電池 （J B R C対象品）	収集・処理 しないごみ	端子部を絶縁し、環境美化センター、大里・妻沼行政センター、環境推進課の窓口にお持ちください。
▶ ボタン電池	収集・処理 しないごみ	（一社）電池工業会の回収協力店にお持ちください。
▶ ガスライター	カンの日	カンとは別の透明袋に入れてください。
▶ スプレー缶 ▶ カートリッジボンベ	ビンの日	ビンとは別の透明袋に入れてください。

(3) 有料リクエスト収集

- 大型の家具類や粗大ごみを集積所まで運べない場合は、ご自宅の玄関先まで回収に伺います。電話等で環境美化センターにお申し込みください。
※引っ越しに伴うごみ等は回収できません。

(4) 自己搬入可能な施設 (有料)

- 一度に多量のごみ（引っ越しに伴うごみ等）や事業系ごみについては、一般（産業）廃棄物収集・運搬許可業者へ依頼するか、又は下記の施設へ自己搬入してください。

	施設	受入時間	処理料金
燃え る ご み	▶ <u>大里広域 熊谷衛生センター</u> 住所 西別府 5 8 3 - 1 電話 0 4 8 - 5 3 2 - 2 0 2 1	8 時 3 0 分 ～ 1 6 時 3 0 分	◇家庭ごみ ・ 5 0 kg以下無料 ・ 5 0 kgを超える分は、 1 0 kgにつき 1 0 円 ◆事業ごみ ・ 1 0 kgにつき 1 8 0 円
	▶ <u>大里広域 江南清掃センター</u> 住所 千代 9 電話 0 4 8 - 5 3 6 - 5 7 4 5		
燃え な い ご み	▶ <u>熊谷市 一般廃棄物最終処分場</u> 住所 拾六間 7 6 - 1 電話 0 4 8 - 5 3 3 - 4 0 4 6	9 時 ～ 1 2 時 1 3 時 ～ 1 6 時	◇家庭ごみ ・ 1 0 kgにつき 1 0 円

※月曜日～金曜日（祝日でも搬入可能です。）

3 その他



(1) 不法投棄

- 不法投棄とは、みだりに廃棄物を投棄する行為のことをいい、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十六条」により禁止されています。これに違反した場合は5年以下の懲役、又は1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金が科せられます。
- 現行犯と思われる者を発見した場合は、直ちに熊谷警察署か環境推進課へご通報ください。①場所、②時間、③行為者の特徴（車両の特徴含む）等の情報が犯人の特定につながります。無理のない範囲でご協力ください。
- 不法投棄を未然に防ぐため、以下の点に注意しましょう。
 - 管理の行き届いていない土地ほど不法投棄をされやすくなります。所有地の草刈りや木の枝のせん定など、日頃からしっかりと管理しましょう。
 - 人けの少ない場所ほど不法投棄されやすくなります。所有地への侵入を防止するために、必要に応じて柵などを設置することも有効です。
 - 他者へ貸した土地に廃棄物を放置されてしまう被害が発生しています。安易な土地の提供はやめましょう。
- 不法投棄対策の一環として、環境推進課又は妻沼行政センター地域振興係窓口にて、不法投棄防止看板を配布しています。自治会長や環境美化推進員の方からの申請を受け付けていますので、設置をご検討の際は電話にてご相談ください。

不法投棄を発見した場合は下記へご通報ください。

担当	電話番号
環境推進課 廃棄物対策係	048-536-1549
妻沼行政センター 地域振興係	048-588-1321（代）
産業廃棄物不法投棄110番 ※産業廃棄物であることが明らかな場合	ごみを見張るよ 0120-530-384

STOP!



(2) 動物の死骸を見つけた場合

- 庭や駐車場など民有地内の場合は、土地管理者により処理をお願いします。段ボール箱等に入れ、内容物が分かるよう動物名等を記載し、燃えるごみの日にごみ集積所へ出してください。
- 道路上の場合は、道路管理者により処理しますので、下記へご連絡ください。

発見場所	担当	電話番号
▶ 国道１７号 ▶ 国道１７号バイパス	大宮国道事務所 熊谷出張所	０４８－５３２－３６８０
▶ 国道１２５号 ▶ 国道１４０号 ▶ 国道４０７号 ▶ 県道	熊谷県土整備事務所	０４８－５３３－８７７８
▶ 市道	環境美化センター	０４８－５２４－７１２１
	環境推進課 廃棄物対策係	０４８－５３６－１５４９
	妻沼行政センター 地域振興係	０４８－５８８－１３２１（代）

(3) 分別ルールを守らない人への対応

- ルールを守るようにお伝えください。
- 対応が困難な場合は環境美化センターにご連絡ください。
- 以下の資料等もご利用ください。
 - 「くらしのカレンダー」
 - 「ごみ分別一覧表」
 - 外国語チラシ（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語）

(4) 各種お問い合わせ先

内容	担当窓口	電話番号
家庭ごみの収集 ごみ集積所用備品の配布	環境美化センター	048-524-7121
530(ゴミゼロ)運動の推進	市民活動推進課	048-524-1348
リサイクル活動推進奨励金	環境推進課 廃棄物対策係	048-536-1549
不法投棄防止看板の配布	妻沼行政センター 地域振興係	048-588-1321 (代)
空き地の雑草の繁茂等	環境推進課 環境衛生係	048-536-1565
道路側溝等の汚泥処理 (自治会の清掃活動等で引き上げた汚泥を片付ける等) ※農業用排水路等汚泥の処理は、各地域・地先関係者等での処理を原則としています。	維持課	048-524-1487



4 Q&A



Q 1. ごみ集積所に取り残しのごみがある。

A 1. 朝8時30分までに出了たごみであることを必ずご確認いただいたうえで、環境美化センター、環境推進課又は妻沼行政センター地域振興係へご連絡ください。

Q 2. ごみ集積所へは出せないごみ（事業系ごみ等）が出されている。

A 2. 収集担当者が警告ステッカーを貼り、ごみ集積所に約一カ月程度放置させていただきます。また、警告のための簡易看板を作成、配布していますので、環境美化センター、環境推進課又は妻沼行政センター地域振興係へご連絡ください。

Q 3. 不法投棄を見つけた。

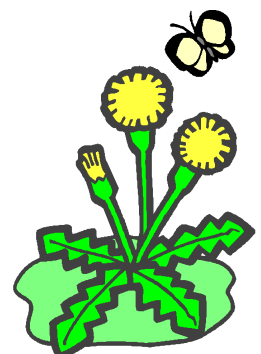
A 3. 民有地内への不法投棄については土地管理者により処理をお願いします。それ以外の場台については、環境美化センター、環境推進課又は妻沼行政センター地域振興係へご連絡ください。

Q 4. ごみ集積所の資源物等が勝手に持ち去られている。

A 4. 熊谷市と警察で連携して対応します。車のナンバー等を控えたうえで、環境美化センター、環境推進課又は妻沼行政センター地域振興係へご連絡ください。

Q 5. ごみ集積所の収集日表示看板、分類表示マグネット、カラス除けネットが劣化、不足している。

A 5. 環境美化センター、環境推進課又は妻沼行政センター地域振興係へご連絡ください。



改正

平成22年1月29日告示（甲）第2号

令和3年3月30日告示（甲）第5号

令和4年3月30日告示（甲）第5号

熊谷市環境美化推進員設置要綱

（設置）

第1条 市は、市民の環境美化意識の普及高揚及び清掃事業の円滑な運営を図るため、環境美化推進員（以下「推進員」という。）を置く。

（職務）

第2条 推進員は、次に掲げる職務を行う。

- （1） ごみの適正排出の指導に関すること。
- （2） ごみの減量化及び資源化の推進に関すること。
- （3） 区域内巡視に関すること。
- （4） 不法投棄の監視に関すること。
- （5） 関係機関、団体等との連絡調整に関すること。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、環境美化意識の普及啓発に関すること。

（配置）

第3条 推進員は、自治会ごとに配置するものとする。

2 前項の推進員の数は、世帯数に基づき、別表に定める基準により算出した数とする。

（委嘱）

第4条 推進員は、自治会長が推薦した者のうちから、市長が委嘱する。

（任期）

第5条 推進員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、推進員の任務の遂行に支障があると認められるときは、自治会長と協議の上、その任期中においてもこれを解嘱することができる。

（担任区域）

第6条 推進員が職務を担任する区域は、推進員が属する自治会の区域内とする。

（報償）

第7条 市は、推進員に対して予算の範囲内で報償金を支給するものとする。

(腕章等)

第8条 推進員は、職務の遂行に当たっては、腕章、被服その他のその身分を示す物として市長が適当と認めるものを着用しなければならない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、推進員について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、熊谷市環境美化推進員設置要綱（平成17年10月1日施行）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年1月29日告示（甲）第2号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(熊谷市不法投棄監視員設置要綱の廃止)

- 2 熊谷市不法投棄監視員設置要綱（平成18年告示（甲）第22号）は、廃止する。

附 則（令和3年3月30日告示（甲）第5号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月30日告示（甲）第5号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

熊谷市環境美化推進員配置基準

自治会加入世帯数	配置数
250以下	1
251以上500以下	2
501以上750以下	3
751以上1,000以下	4
1,001以上1,250以下	5
1,251以上1,500以下	6
1,501以上	7